

【自然災害による休校時の児童クラブ利用について】

- ① 自然災害による休校時に児童クラブを利用したい場合、来年度の児童クラブ（なかまの会）の利用申請書とともに「令和6年度休校時等における児童クラブ及びなかまの会の利用申請書」を現在通っている児童クラブ（なかまの会）へ提出する。
- ② 自然災害による休校がある場合、原則休校の前日に配信される休校のお知らせ（マチコミメール）に、休校当日に開設する児童クラブの情報が掲載されるので、確認する。
- ③ 休校当日に児童クラブを利用したい場合は、前日の18時までに現在利用している児童クラブ（なかまの会）へ連絡する。
※休校のお知らせが18時以降または当日にあった場合は事前連絡は不要です
- ④ 休校当日、利用申請書で✓した児童クラブへ児童を送迎する。
- ⑤ 来年度も使用したい場合は改めて利用申請書を提出する。
（時期になりましたら、燕市教育委員会学校教育課より通っているクラブを通じてご案内いたします）

<Q&A>

Q.利用申請書の提出は、自然災害による休校時に利用を希望する施設に出さなければいけませんか？

A.いいえ。利用申請書の提出は、現在通っている施設に提出してください。

Q. 利用申請書を提出したら、自然災害による休校時には必ず児童クラブを利用しないといけませんか？

A.いいえ。自然災害による休校時で必要な時だけご利用いただけます。利用しない場合も連絡は不要です。

Q.利用申請書を提出していないと、自然災害による休校時に児童クラブを利用することはできませんか？

A.はい。事前に利用申請書を提出していない方はご利用いただけません。利用する可能性がある場合は提出をお願いします。

Q.利用申請書は、休校の度に毎回出さなければなりませんか？

A.いいえ。利用申請書の提出は1年度に1回となります。来年度も引き続き利用したい場合は、再度申請が必要となります。